



(別添)

## 家畜市場での場内放送 (ご参考)

- 農林水産省からのお知らせです。  
(一呼吸おいて)
- 和牛は、日本固有の財産であり、その精液や受精卵などは、大切な遺伝資源です。
- 精液や受精卵は、家畜改良増殖法により、都道府県知事から許可を受けた家畜人工授精所でなければ処理・保管することはできません。
- このため、家畜人工授精所の許可を受けていない方が精液や受精卵を譲渡した場合には、家畜改良増殖法違反となり、刑事罰が科せられる場合があります。
- 以上をご理解の上、和牛遺伝資源の適正な管理にご協力ください。
- 農林水産省からのお知らせでした。